災害支援金申込要領

１．災害支援金額　１口１万円以上でお願いします。

２．募 集 期 間　2026 年 11 月 2 日(月)～12 月 10 日(木)

３．申込要領

（１）別紙「令和８年熊本地震　災害支援金振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、12 月 10 日（木）までに、メールまたは FAX にてご連絡ください。

（２）災害支援金につきましては、原則として 12 月 15 日（火）までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を支援金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

（３）本災害支援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に必要な費用として活用させていただく予定です。寄附金税制上、本災害支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額又は出資金の額）×12 分の当期の月数×1000 分の 2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四　仮計の金額＋支出寄附金の額）×100 分の 2.5〕×4 分の 1＝〔損金算入限度額〕

計算例　期末資本金の額等 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、１年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000 万円×12 分の 12×1000 分の 2.5＋1,500 万円×100 分の 2.5〕×4 分の 1＝〔10 万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

（４）領収書は、災害支援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

４．振込先口座　中国銀行 井原支店 普通預金 2554327

「井原商工会議所　会頭　乗藤昭範」

＜本件担当＞ 井原商工会議所 専務理事　佐藤

ＴＥＬ：0866-62-0420　ＦＡＸ：0866-62-0411　メールアドレス：cci@ibara.ne.jp

返信先　ＦＡＸ：0866-62-0411　メールアドレス：cci@ibara.ne.jp

井原商工会議所　行

「令和８年熊本地震　災害支援金振込連絡票」

災害支援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

１．災害支援金額　　口　　円（１口１万円以上でお願いいたします。）

２．事業所名

３．ご住所

４．代表者役職・お名前

５．ご担当者お名前

６．電話番号

７．メールアドレス

８．振込予定日　　月　　日

※本災害支援金にご協力いただきました企業様には、当所会報等において事業所名をご紹介いたします。

貴社名の掲載を希望されない場合は、右記にチェックをお入れください。 →　□掲載を希望しない

※ご連絡いただいた情報は、災害支援金の募金の目的以外には使用いたしません。